

○議事日程

令和3年12月22日（水） 第5日

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 承認第 3号 専決処分承認を求めることについて
(令和3年度岐南町一般会計補正予算について)
- 第3 議案第52号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 第4 議案第53号 岐南町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第54号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第58号 令和3年度岐南町一般会計補正予算について



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9 名

- | | | | | |
|---|---|-----|-----|---|
| 1 | 番 | 長谷川 | 淳 | 君 |
| 2 | 番 | 村山 | 博司 | 君 |
| 3 | 番 | 松本 | 暁大 | 君 |
| 4 | 番 | 三宅 | 祐司 | 君 |
| 5 | 番 | 後藤 | 友紀 | 君 |
| 6 | 番 | 松原 | 浩二 | 君 |
| 7 | 番 | 櫻井 | 明 | 君 |
| 8 | 番 | 渡邊 | 憲司 | 君 |
| 9 | 番 | 木下 | 美津子 | 君 |



○欠席議員

1名

- | | | | | |
|----|---|----|----|---|
| 10 | 番 | 岩田 | 晴義 | 君 |
|----|---|----|----|---|



○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | | |
|---|---|----|----|---|---|
| 町 | 長 | 小島 | 英雄 | 君 | |
| 副 | 町 | 長 | 坂口 | 正 | 君 |

教	育	長	野	原	弘	康	君
会	計	管	井	上	哲	也	君
総	務	部	傍	島	敬	隆	君
総	合	政	三	輪	学	君	
福	祉	部	小	関	久	志	君
土	木	部	安	田	悟	君	
住	民	部	堀	場	康	伸	君
総	務	課	記	野	雅	之	君
財	政	課	服	部	貴	司	君
総	合	政	撰	田	真	広	君
策	課	長					



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	朝	倉	修	一
書					記	渡	邊	二	志
						夫			



開議

午前10時13分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

議事を進めます前に、岩田議員が入院中のため欠席されますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。



総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第52号	岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和3年12月22日

総務住民常任委員会委員長 櫻井 明

岐南町議会議長 松原浩二様



福祉土木常任委員会報告書
本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第53号	岐南町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第54号	岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和3年12月22日

福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀

岐南町議会議長 松原浩二様



第2 承認第3号

- 議長（松原浩二君） 日程第2、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決します。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岐南町一般会計補正予算について）は、原案のとおり承認されました。



第3 議案第52号から第5 議案第54号まで

○議長（松原浩二君） 日程第3 議案第52号から日程第5 議案第54号までの3案件を一括して議題といたします。この3案件について各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 櫻井 明議員。

○総務住民常任委員会委員長（櫻井 明君） おはようございます。それでは、私から第4回定例会、総務住民常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月8日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第52号 岐南一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、採用の業種、種類が現時点で想定されているのかとの問いに、理事者側から、例えばDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくためには、民間を含めてデジタル人材が少なく、本町においても苦慮しているところでございます。まずはそのような人材を採用したいと考えておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、採用に当たって議会へ紹介、報告してもらえるのかとの問いに、理事者側から、採用後は議会へ紹介させていただきますとの答弁がありました。

次に、委員から、時間給的な任期付職員の採用は考えているのかとの問いに、理事者側から、今回の条例につきましては、短時間の任期付職員も条例にうたっておりますが、時給幾らという雇い方はこの条例ではいたしません。また、今の段階ではフルタイムの方を想定しておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ賛成全員で、原案どおり可決といたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 続いて、福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀議員。

○福祉土木常任委員会委員長（後藤友紀君） 今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました案件につきましては、去る12月8日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第53号 岐南町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、放置自動車等の廃物認定基準が書いてあるが、この項目全部に当てはまって廃物として認定されるということかとの問いに、理事者側から、認定基準の中の1つでも当てはまる項目があれば、それを廃物として認めるということですとの答弁がありました。

また、委員から、以前からずっと放置してある状態の車に対して、どこかに一時移動が可能ということが認められたことがあったが、そのような車は今後どうなっていくのかとの問いに、理事者側から、現行法令では処分するに当たって廃物として認定するために廃物判定会をもって決定しておりますが、廃物認定にあっては時間を要するため、車両を一時移動させて仮保管しております。しかし、今回改正することにより、条例の中で廃物の認定基準を設け、その項目に該当する車両は廃物と判断できますので、今後は一時保管をしなくても、公告期間を経て廃物認定されれば、その場から撤去できるようになりますとの答弁がありました。

次に、委員から、今回改正案で廃物認定基準がかなり細かく規定されているが、今後どのような場合にこの廃物判定会が行われる可能性があるのかとの問いに、理事者側から、例えばですが、まれなケースではございますが、クラシックカーのような専門的に見ると古くても価値があると解釈のできる車両が放置してあり、職員ではその価値が判断しかねる場合につきまして、廃物判定会を設けて、専門家、学識経験者等のご意見を聴いて、有価物か否かということ判断させてもらう場合に廃物判定会を行う可能性がありますとの答弁がありました。

また、委員から、この改正案で行政側にとってどのくらい負担減になるのかとの問いに、理事者側から、判断基準を設けることで、それをもって廃物認定ができますので、認定の判断期間も短縮できますし、判定会を行うための準備、資料作り等の事務負担の軽減にもなります。また、学識経験者や有識者の方への報酬等も発生しませんので、予算の軽減、削減にもなりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ賛成全員で、原案どおり可決いたしました。

つぎに、議案第54号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、脳性麻痺の掛け金は減って、出生一時金が4,000円上がるということで、町の財源として微増になり、負担増になるのかとの問いに、理事者側から総額の42万円が変わりませんので、負担増にはならないと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、この地域の中に産科医療補償制度に未加入の産婦人科系の医療機関はあるのかとの問いに、理事者側から、岐阜県におきましては、病院、診療所は55か所、助産所は10か所ありますが、全て加入されていきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ賛成全員で、原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第52号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありま

せんか。

(質 疑 な し)

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第52号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第52号 岐南町一般職の任
期付職員の採用等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ
んか。

(質 疑 な し)

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第53号について、委員長報告は原案を可決とするもの
あります。

議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第53号 岐南町放置自動車
の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例については、原案の
とおり可決されました。

次に、議案第54号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ
んか。

(質 疑 な し)

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

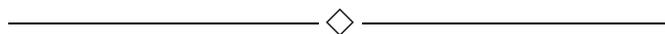
- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第54号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第54号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第6 議案第58号

- 議長（松原浩二君） 日程第6 議案第58号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

この案件に対する提出者の説明を求めます。小島英雄町長。

- 町長（小島英雄君） 議案第58号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4,410万7,000円を増額し、92億5,088万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費として2億4,410万7,000円を計上させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2億4,370万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金40万7,000円を増額し、財源といたしたいものでございます。

以上であります。

- 議長（松原浩二君） 以上で説明は終わりました。

議案第58号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

7番 櫻井 明議員。

- 7番（櫻井 明君） 議案第58号について1点お尋ねいたします。

この対象の人数、それからこれから外れる、いわゆる所得制限等で外れる方のおおよその人数、そういったものをお知らせください。

そして、申請期限はいつまでかということについてもお尋ねいたします。

それから、新生児に対して、生まれた方ですね、はいつまでが認められるのか、お尋ねいたします。

以上です。

- 議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

- 福祉部長（小関久志君） 櫻井議員の質問についてお答えさせていただきます。

想定人数としましては4,874人を想定しております。

所得制限によって支給ができない方、これは現在児童手当に伴う特例給付に係る人数ですが、267名の方が所得の対象として外れる予定でございます。

申請期限につきましては、令和4年3月31日を予定しております。

なお、その3月31日に生まれた方は、通常出生届は14日以内に出さなければならないということになりますので、その時点で手続をさせていただきますので、その方については特例で申請期限を延ばさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 議案第58号 令和3年度岐南町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

町としてプッシュ型で早急な給付が行われるということですが、スピード感を持たせることと同様に、届けるべき人に確実に届いてほしいという願いを持っておりますが、離婚やDV等により、母親あるいは父親の一方が子供を引き取った場合などに、基準日に従うと養育実態のない保護者等に支給されてしまうことが想定されます。この給付金の目的として直近の養育者に支給する必要がありますが、このような場合の対応はどのようにされるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員のご質問にお答え申し上げます。

DVなどのそういう世帯につきましては、現在も児童手当で住民票がないんですが、こちらのほうでお支払いしている、そういう制度になっていますので、それに準じて今回の給付金も支払う手続を取らせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。議案第58号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第58号 令和3年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

閉議閉会

○議長（松原浩二君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2021年（令和3年）第4回定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長 松原浩二

岐南町議会議員 長谷川 淳

岐南町議会議員 村山博司

